

埼玉県DXコンソーシアム会員規約

(趣旨)

第1条 この規約は「埼玉県DXコンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)の目的、会員等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、会員のDXを促進し、生産性の向上や新たなビジネスの創出を図ることを目的とする。

(会員等)

第3条 コンソーシアムは、次の各号の会員により構成する。

(1) 一般会員 県内で製造業を営む企業

(2) 協力会員 コンソーシアムの目的に賛同する企業、業界団体、産業支援機関、大学等教育機関、研究機関、商工団体、金融機関、行政機関等

2 コンソーシアムの事務局を公益財団法人埼玉県産業振興公社(以下「公社」という。)に置く。

(特典)

第4条 公社が会員に対し提供するサービスは次のとおりとする。

(1) 公社デジタル・技術支援グループが開催する行事への優先参加

(2) DX促進に向けた情報提供

(入会及び退会)

第5条 コンソーシアムに入会しようとする者は、入会届を事務局に提出するか、または、入会届を参照に必要な事項を事務局に提供し、確認を受けなければならない。

2 コンソーシアムを退会しようとする者は、退会届を事務局に提出しなければならない。

3 会員が次の各号の一に該当すると事務局が判断した場合は、会員の資格を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込み又は届出を行ったとき

(2) この規約に違反したとき

(3) 違法又は不適切な行為を行ったとき

(会費)

第6条 コンソーシアムの入会金及び会費は無料とする。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定に関わらず、令和4年3月31日現在で埼玉県AI・IoTコンソーシアムの会員である者は、コンソーシアムの会員とみなす。